

令和3年10月11日
庶務課

新型コロナウイルス感染症にかかる区立学校園の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、江東区教育委員会事務局では区立学校園の臨時休業及び再開等について、以下のとおり適宜各学校園への通知及び保護者あての周知を図っている。

通知日等	通知内容				通知等に至った背景
	学校園の臨時休業	入学式・始業式	登校日	児童の居場所確保	
第七報 4月3日 (金)	4月6日 (月) ～ 5月6日 (水)	感染リスクに配慮して実施	週1日 給食あり	保護者が就労等により養育が困難な場合に限り、区立幼稚園、江東きつずクラブ、特別支援学級で受入れ	4/1の東京都教育委員会において都立学校が5/6まで臨時休業となることが決定
区HP等 4月5日 (日)	↓	入学(園)式 小：4/6実施 中：4/7 〃 幼：4/8 〃 始業式：延期	中止	↓	新型コロナウイルス感染症の東京都内での発生が増加
第八報 4月6日 (月)	↓	入学(園)式 小：実施済み 中：中止 幼： 〃	↓	↓	4/6の江東区危機管理対策本部会議を踏まえ決定
第九報 4月24日 (金)	～ 5月8日 (金)	↓	↓	↓	4/23に5/7、8の都立学校休校を決定
第十報 4月30日 (木)	～ 5月31日 (日)	↓	↓	↓	東京都における新型コロナウイルスの感染拡大の状況に鑑み決定 ※その後、国の緊急事態宣言が5/31まで延長され、都もその間の都立学校の臨時休業を決定

※「↓」はその時点において対応方針に変化がないことを表す

(次頁に続く)

通知日等	通知内容		通知等に至った背景
	学校運営等	児童の居場所確保	
第十一報 5月22日 (金)	● 6月1日(月)～12日(金)まで分散登校を実施(給食なし) ● 夏季休業日期間の決定 小、中：8月8日(土)～24日(月) 幼：8月1日(土)～28日(金)	↓	5/22の江東区新型コロナウイルス対策本部会議を踏まえ決定
第十二報 6月2日 (火)	● 6月15日(月)～26日(金)まで分散登校を継続(給食あり)	↓	6月中の学校運営等について教育委員会事務局で決定
第十三報 6月18日 (木)	● 6月29日(月)より通常登校 ※ 幼稚園は7月3日(金)まで午前保育とし、以降弁当の開始に合わせて通常登園	6月29日(月)より、江東きっずクラブが通常運営	6/18の教育委員会で決定
第十四報 7月21日 (火)	● 冬季休業日期間の決定 小、中：12月26日(土)～1月3日(日) 幼：12月26日(土)～1月7日(木)	↓	7/21の教育委員会で決定
第十五報 8月4日 (火)	● 宿泊等行事の中止を決定 小：自然体験学習、移動教室 中：移動教室、修学旅行	↓	8/4の教育委員会で決定
第十六報 12月17日 (木)	● 年末年始(12/26～1/3)の教育活動を原則中止	年末は12月28日(月)まで実施	教育委員会事務局で決定
第十七報 12月22日 (火)	● 規模を縮小して感染リスクに配慮した卒業式等の実施	↓	教育委員会事務局で決定
第十八報 1月6日 (水)	● 一部の学習活動等を制限したうえで、感染症対策を徹底して運営を継続(通常給食を継続)	きっずクラブA登録は1/31まで原則休止、B登録は通常運営	1/8からの緊急事態宣言を踏まえ教育委員会事務局で決定
第十九報 1月8日 (金)	● 第十八報の中止または休止することとした期日を1月31日(月)から緊急事態宣言解除されるまでに変更	きっずクラブA登録は緊急事態宣言解除されるまで原則休止、B登録は通常運営	教育委員会事務局で決定
第二十報 2月12日 (金)	● 規模を縮小して感染リスクに配慮した入学式等の実施	↓	教育委員会事務局で決定
第二十一報 3月4日 (木)	● 令和3年度の修学旅行及び移動教室について夏季休業日明け以降に延期	↓	教育委員会事務局で決定
第二十二報 3月19日 (金)	● 緊急事態宣言の解除に伴い、一部の学習活動等の制限を解除	3/22より通常運営、家庭で過ごせる児童は利用自粛	3/19の江東区新型コロナウイルス対策本部会議を踏まえ決定

通知日等	通知内容		通知等に至った背景
	学校運営等	児童の居場所確保	
第二十三報 4月12日 (月)	● まん延防止等重点措置の適用も踏まえ、学習活動及び学校行事等の一部制限	通常運営	教育委員会事務局で決定
第二十四報 4月23日 (金)	● 一部の学習活動等を制限したうえで、感染症対策を徹底して運営を継続（通常給食を継続）	きつずクラブA登録は緊急事態宣言期間中原則休止、B登録は通常運営	4/25 からの緊急事態宣言を踏まえ教育委員会事務局で決定
第二十五報 6月18日 (金)	● まん延防止等重点措置への移行を踏まえ、学習活動及び学校行事等の制限を一部緩和	通常運営	教育委員会事務局で決定
第二十六報 7月9日 (金)	● 一部の学習活動等を制限したうえで、感染症対策を徹底して運営を継続（通常給食を継続）	きつずクラブA登録は緊急事態宣言期間中原則休止、B登録は通常運営	7/12 からの緊急事態宣言を踏まえ教育委員会事務局で決定
第二十七報 8月24日 (火)	● 臨時休業の実施 小、中：8月25日(水)～9月3日(金) 幼：8月30日(月)～9月3日(金) ● 臨時休業中、貸与した1人1台端末等によるオンライン学習等の実施	保護者が就労等により養育が困難な場合に限り、区立幼稚園、江東きつずクラブ、特別支援学級で受入れ	8/24 の教育委員会で決定
第二十八報 9月2日 (木)	● 学校園の再開 小、中：9月6日(月)から4校時を上限として再開（給食あり） 幼：9月6日(月)から保育時間を午前保育として再開（弁当なし）	保護者が就労等により養育が困難な場合に限り、区立幼稚園、江東きつずクラブで受入れ	9/2 の教育委員会で決定
第二十九報 9月16日 (木)	● 9月21日(火)から通常の授業（保育）時間 幼は弁当開始	きつずクラブA登録は緊急事態宣言期間中原則休止、B登録は通常運営	9/14 の教育委員会で決定
第三十報 9月29日 (水)	● 緊急事態宣言の解除に伴い、一部の学習活動等の制限を解除	通常運営	教育委員会事務局で決定

学校園・きつずクラブでの新型コロナウイルス感染症発生状況（10月6日現在）

○校園・室数

小学校42校 中学校20校 幼稚園2園 きつずクラブ20室

○感染者数

児童生徒139人 教職員等91人

○学校園の対応

濃厚接触者が特定された後、一定期間の休業及び休室、学級閉鎖、濃厚接触者の出席停止等の措置を講じた。